

盛岡市渋民野球場の工場用地転用に伴う廃止について

平成29年2月13日
市民部
商工観光部

盛岡市渋民野球場は、『盛岡市スポーツ施設適正配置方針（平成26年度～35年度）』において、「計画期間内は現状維持に努める。」としており、計画期間終了後に、公共施設保有最適化・長寿命化計画を踏まえて改めて検討することとしていたが、企業誘致や既存企業の移転・拡充に対応し、工業振興を図るために、工業用地の確保は喫緊の課題となっている状況において、活用を希望する引き合いもあることから、時期を繰り上げて工場用地として当該用地の売却を検討しているものである。また、当該野球場は、地域の交流の場としての機能を持っていることを鑑み、地域振興に資する新たな広場などの設置等を併せて検討するものである。

1 盛岡市渋民野球場の概要

- (1) 位 置 盛岡市渋民字岩鼻20-14（用途地域：工業地域）
- (2) 設 置 昭和53年4月1日
- (3) 面 積 等 総面積20,642m² (6,255.15坪) 両翼90m, 中堅120m 器具庫, 便所
- (4) 使用状況 主に市野球協会や少年野球の大会会場として使用
- (5) 管 理 指定管理（受託者：盛岡市体育協会） 所管：スポーツ推進課

2 工場用地へ転用による効果

- (1) 当市のリーディング産業（金属製品製造業等）の振興が図られ、製造品出荷額等の増加が見込まれる。（盛岡市工業振興ビジョン）
- (2) 人口減少が進む中で、雇用が創出され、若者の地元定着による地域活性化が見込まれる。
(盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

3 廃止に伴う機能補完

- (1) 野球場については、「盛岡市スポーツ施設適正配置方針」において平成30年度までに施設の譲渡又は廃止の方向性を検討することとしている玉山運動場を改修し、少年野球はもとより一般の軟式野球も引き続き行えるようにする。

渋民野球場については、平成29年10月までは現状を維持し、玉山運動場については、開設期間が終了する12月から3月に改修を行い、利用できない期間が発生しないよう調整する。

なお、玉山運動場の改修内容については、現在想定している内容は、ダッグアウト、用具庫の設置やトイレの改修、外野フェンスの嵩上げなどとし、詳細については今後検討する。

- (2) 地域の交流の場としての広場については、門前寺地区内に整備を検討する。

4 経過及びスケジュール（案）

- | | |
|-------------|--|
| 平成28年 7月28日 | 玉山地域振興会議への説明 |
| 9月14日 | 渋民地区自治会連絡協議会への説明 |
| 11月18日 | 門前寺自治会との意見交換 |
| 12月21日 | 利用団体との意見交換 |
| 平成29年 1月29日 | 渋民地区自治会連絡協議会への説明 |
| 1月31日 | 玉山地域振興会議への諮問 |
| 2月13日 | 盛岡市議会全員協議会 |
| 3月 | 盛岡市野球場条例の一部改正 |
| 4月～ | [渋民野球場] 測量、鑑定評価、公募による選定、工作物撤去等
[玉山運動場] 実施設計、改修工事等 |

